

議案第 78 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の内容 | 除雪ドーザー 1 台 |
| 2 | 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡北栄町土下 410 番地
有限会社 吉村オートサービス
代表取締役 吉村 篤孝 |
| 3 | 取得価格 | 15,627,600 円 |
| 4 | 取得の目的 | 老朽化した除雪ドーザーの更新整備 |

